

経済学史学会会則・附則

名 称

第 1 条 本会は経済学史学会と称する。

目 的

第 2 条 本会は、経済学史および社会・経済思想史の研究ならびに内外の学界との交流を目的とする。

事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究報告会の開催

イ. 毎年 1 回全国大会を開く。必要に応じて臨時の大会を開くことができる。

ロ. 地方部会および研究会を開くことができる。

(2) 公開講演会の開催

(3) 内外の経済諸学会との連絡と交流

(4) 会誌の発行

(5) 学会賞の授与

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

会 員

第 4 条 本会の目的に賛同して会員となるには、本会に申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

第 5 条 定職者の会員は年会費 10,000 円を納めるものとし、会員からの寄付は随時受けつける。

2 大学院生の年会費は 3000 円、非定職者の年会費は 6,000 円とする。

3 終身会員の年会費は徴収しない。終身会員となるには、幹事会の定める細則にもとづいて申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

第 6 条 会員は、大会・部会および研究会に出席し、終身会員を除いて会誌の配布を受け、その他幹事会の定めるところによって研究上の便宜を受けることができる。

第 7 条 会員は書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。会費を 2 年間滞納したものは退会と見なす。ただし、滞納分を納入することにより会員資格を回復することができる。

名誉会員

第 8 条 会員であって多年経済学史研究の発達に貢献のあったものは、幹事会の推薦により総会の承認を経て名誉会員とすることができる。

役 員

第 9 条 本会に幹事および監事を置く。

(1) 幹事は 30 名以内とし、幹事会を構成して会務を執行する。

(2) 幹事のうち 1 名を代表幹事とする。

(3) 監事は 2 名とし、会計を監査する。

(4) 幹事および監事の任期は 2 年とする。再任を妨げないが、連続して 3 期（6 年）を超えないものとする。

第 10 条 幹事および監事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、総会の承認を得るものとする。

第 11 条 幹事会は第 3 条に定める事業の遂行のために常任幹事若干名を幹事中より選任することができる。常任幹事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行う。

第 12 条 幹事会は委員若干名を委嘱し、第 3 条に定める事業を遂行する。

総会

第 13 条 本会は毎年 1 回総会を開く。幹事会が必要と認めるときまたは会員の 3 分の 2 以上の請求があるときは臨時総会を開く。

第 14 条 総会における決定は本会則においてとくに定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

会則の変更および本会の解散

第 15 条 本会則の変更または本会の解散は幹事の過半数または会員 15 名以上の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附則

1 幹事会は日本経済学連合の評議員 2 名を会員中より選任する。

2 本会の所在地は、株式会社アクセライト内（経済学史学会事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-5-4 朝日中山ビル 5F Tel: 03-5801-0813 E-mail : jshet@accelight.co.jp）に置く。

3 第 8 条の規定にかかわらず、学会創立 50 年（2000 年）以降は新たに名誉会員を置かないものとする。

4 本会の会計期間は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（1950 年 4 月施行、以後、数次にわたり改正。2021 年 10 月現在）